

かいづか 社会資源ハンドブック

（令和7年4月1日現在）



社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会

この「かいづか社会資源ハンドブック」は、地域住民の暮らしを支えるさまざまな地域活動やサービスの情報を集めたもので、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための生活サポートを目的として作成しました。

なお、本ハンドブックに掲載できていない事業・サービス等もあると思いますので、今後、内容の充実を図るため、追加や新たな情報等がございましたら、ぜひお知らせください。

※この冊子に掲載されている内容は、令和7年4月時点の情報をもとに作成していますが、変更や休止している場合もありますのでご了承ください。

※掲載スペースの都合で、すべての情報を掲載できておりません。ご利用の際の最新情報や詳細については、各項目に記載しています問合せ先にご連絡ください。

発行 社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会 ☎：072-439-0294 FAX：072-439-0035

目 次

●高齢者関連

相談の窓口	P. 1
医療費の助成など、補装具・日常生活用具など	P. 2
日常生活の支援	P. 3
減免・割引、年金・手当・貸付など	P. 5
講座・サークル活動など、交流の場	P. 7
学習支援、その他	P. 9

●障害者（児）関連

相談の窓口	P. 11
手帳の交付	P. 14
医療費の助成など	P. 15
補装具・日常生活用具など	P. 16
日常生活の支援	P. 17
減免・割引	P. 19
年金・手当・貸付など	P. 22
障害者団体・講座・サークル活動など	P. 24

●児童関連

相談の窓口	P. 26
手帳の交付、保育	P. 29
医療費の助成など	P. 30
補装具・日常生活用具など	P. 31
減免・割引	P. 32
年金・手当・貸付など	P. 33
講座・サークル活動など	P. 34
交流の場・学習支援・就労支援	P. 35

●生活困窮者関連

相談の窓口・医療費の助成	P. 37
日常生活の支援、減免・割引	P. 38
年金・手当・貸付・学習支援・就労支援	P. 39

●その他関連

相談の窓口、医療費の助成・日常生活の支援など	P. 40
就労支援・市内の NPO 法人（特定非営利活動法人）	P. 41

高齢者関連



高齢者関連

【相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
地域包括支援センター	65歳以上の高齢者とその支援者を対象とした相談センターです。 介護に関する相談や悩み、心配ごとのほか、仕事と介護の両立、健康や福祉、医療や生活に関するこ と、また、高齢者の家族や近隣に暮らす高齢者に関する相談も受け付けています。相談を受けた地域包括 支援センターが、適切な機関などにつなぎ、支援していきます。	浜手地域包括支援センター ☎072-436-3911
		中央地域包括支援センター ☎072-438-5206
		山手地域包括支援センター ☎072-446-5530
いきいきネット相談支援センター	社会福祉協議会のC S W（コミュニティソーシャルワーカー）が、住民の方や各団体からの相談を伺い ます。 また、安心して暮らせる地域づくりのお手伝いもしています。	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294
消費生活センター	【消費者相談】 送り付け商法・振り込め詐欺・ワンクリック請求などの悪質な商法、インターネット関連トラブ ル、製品の安全、クーリング・オフなどの相談に応じています。 【多重債務相談】 多重債務をはじめ、借金に関する相談に応じています。 【情報の提供】 悪質商法・悪質業者への対策やクーリング・オフなどの情報を提供しています。	市民相談室 消費生活センター ☎072-433-7190
大阪府社会福祉協議会 運営適正委員会	福祉サービスに関する苦情について、苦情解決委員が第三者としての中立・公正な立場から、解決に向 けての相談、助言、調査またはあっせんを行っています。	大阪府社会福祉協議会 運営適正委員会 ☎06-6191-3130
認知症疾患医療センター	認知症についての専門的医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との 連携、地域保健医療・介護関係者への研修、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、医 療情報の提供等の介護サービスとの連携を行っています。	医療法人河崎会 水間病院 ☎072-446-1102（代表） 072-446-8102（専用）
関西いのちの電話	様々な困難や危機にあって、人生の相談事や助けを求めている方の相談窓口です。	関西いのちの電話 ☎06-6309-1121（24時間受け付け）

【医療費の助成など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
高齢者予防接種費用の助成	高齢者が重症化しやすい感染症（インフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌、带状疱疹）の予防接種費用の一部を助成します。	貝塚市健康推進課 ☎072-433-7091

【補装具・日常生活用具など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
緊急通報装置の設置	心身に障害がある在宅でひとり暮らしなどの高齢者に対して、急病や災害の緊急時に、ボタンを押すだけで緊急通報先へつながる装置を設置します。 対象者：①貝塚市に住民票があり、かつ貝塚市に居住している65歳以上のかた （住所地特例対象者はご利用できません。） ②ひとり暮らしやそれに準ずる世帯である ③寝たきりのかたや外出の頻度が少なく日中も寝たり起きたりの生活をしているかた ※①～③のすべてに該当する方が対象となります。 利用条件：①固定電話の回線 （固定電話の回線がない方は、別途ご相談ください。） ②協力員2名 ※①～②のすべてをご準備いただく必要があります。	貝塚市高齢介護課 ☎072-433-7010
日常生活用具の給付	出火の危険（可能性）を未然に防ぐため、電磁調理器などの用具を給付します。 次の3種類から1種類を給付します。 ・電磁調理器 ・火災報知器 ・自動消火器 対象者：①貝塚市に住民票があり、かつ貝塚市に居住している65歳以上のかた （住所地特例対象者はご利用できません。） ②高齢者のみの世帯である ③心身機能の低下に伴う出火などへの配慮が必要であると認められる ※①～③のすべてに該当する方が対象となります。	

紙おむつ支給	在宅でおむつを使用している高齢者を対象に、紙おむつを支給します。紙おむつはカタログから選択し、上限額5,500円(消費税込み)の範囲内で毎月支給します。 対象者：①貝塚市に住民票があり、かつ貝塚市に居住している65歳以上の方 (住所地特例対象者はご利用できません。) ②介護保険制度の要介護4以上の認定を受けている方。または、要介護3の認定を受けており認定調査票の「排尿」または「排便」の項目において「介助」または「見守り等」に該当する方。 ただし、これらの項目に該当しない場合であっても、認定調査票の特記事項を踏まえ、必要性が認められる方については対象とする場合があります。 ③在宅で常時おむつを使用しなければならない状態である。 (注意事項) 高齢者を入居対象とした施設(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、グループホーム等)は対象ではありません。 ④今年度分(4～5月中の申請については前年度分)の市民税が非課税の世帯である。 ※①～④のすべてに該当する方が対象となります。	貝塚市高齢介護課 ☎072-433-7010
高齢者補聴器購入費用助成	高齢期難聴による閉じこもりを予防し、積極的な地域交流等を促進することを目的に、高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します。 対象者：①貝塚市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方 ②市民税非課税世帯 (申請月が4月から5月の場合は前年度の市民税、6月から翌年3月の場合は当該年度の市民税を対象とする) ③医師から補聴器が必要と認められ、初めて補聴器を購入するかた。 ④身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していないかた。 ※①～④のすべてに該当する方が対象となります。 ※助成手順に沿って申請していただきますので、高齢介護課までご相談ください。	
車いす貸出	市内在住で短期間に車いすを必要としている方に対して、無料で貸し出しを行っています。〈貸出期間〉3か月以内	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294

【日常生活の支援】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
介護保険サービス	介護保険制度は、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要となったときには、サービスを利用できるしくみとなっています。住みなれた地域でみなさんが安心して暮らしていくために貝塚市が運営しています。【介護保険サービスの種類】貝塚市（高齢介護課）ホームページ https://www.city.kaizuka.lg.jp/kenko_fukushi/kaigo/shurui.html を参照	貝塚市高齢介護課 ☎072-433-7010
愛の一声運動	ひとり暮らしなどの高齢者を対象に、他のサービスとの利用調整を行ったうえで、乳酸菌飲料を配りながら声をかけることにより、安否の確認を行います。 対象者：①貝塚市に住み票があり、かつ貝塚市に居住している65歳以上の方（住所地特例対象者はご利用できません。） ②ひとり暮らしや高齢者のみの世帯である ③寝たきり、病気がち等であって安否確認が必要と認められる ※①～③のすべてに該当する方が対象となります。	
緊急時連絡票の配付	ひとり暮らしの高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、かかりつけ医療機関や持病など、緊急時に必要な情報を記載する緊急時連絡票を配付します。 対象者：貝塚市内に居住する70歳以上でひとり暮らしの方	
徘徊高齢者等見守りネットワーク	認知症高齢者などが徘徊等により行方不明となったときに、協力機関等に情報を提供し、連携をとることで行方不明者の早期発見・保護に努める仕組みです。	
高齢者見守りQRコードシールの配付	徘徊高齢者等見守りネットワークへ事前登録された方にQRコードシールを配付し、徘徊高齢者であると気付いた方がスマートフォンなどでQRコードを読み取ると、市や警察の連絡先が表示されます。	
成年後見審判申立制度	判断能力が不十分な認知症高齢者などが、成年後見制度により保護を受け、自立した地域生活を送ることができるように支援します。 対象者：①判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者 ②配偶者もしくは4親等以内の親族がいない。またはこれらの親族がいても音信不通の状況にあるなどの事情がある ※①～②のすべてに該当する方が対象となります。	
在日外国人高齢者福祉給付金	大正15年（1926年）4月1日以前に生まれた方で、年金制度の理由によって老齢年金などを受給できない在日外国人高齢者に対して、給付金を支給します。	

避難行動要支援者支援制度	介護が必要なかたや障害のあるかたなど、災害時の避難に特に支援が必要なかたの名簿や個別避難計画をあらかじめ作成しています。 作成したものは、町会や自治会、民生委員・児童委員などに提供することで、日頃からの声掛けや見守り、災害時の避難支援に活用しています。	貝塚市福祉総務課 ☎072-433-7030
郵便等による不在者投票	要介護状態区分が「要介護5」により、投票所に行けない方に、自宅等で投票できる郵便等の不在者投票の制度です。 事前に登録が必要です。 対象者：介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方。	貝塚市選挙管理委員会 ☎072-433-7444
あんしんコール	ひとり暮らし高齢者などを対象に、ボランティアが週に1回、月曜日または木曜日の午前中に電話し、健康状態などの確認を行います。	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294
ふれあい訪問事業	ひとり暮らし高齢者などを対象に、月に2回、福祉委員が各家庭を訪問し、利用者への声かけ、見守りを定期的に行います。	
コープのお買い物便（移動販売車）	住民参加型の買い物支援として、町会（自治会）協力のもと、週1回、移動販売を行っています。 【運行地区】 二色3丁目町会、コスタ・ミラにしきのはま自治会、桜塚町会、和泉台町会、旭ヶ丘町会、貝塚中央団地自治会、大川町会、蕎原町会、府営森住宅自治会、三ツ松団地北自治会、三ツ松団地南自治会、ガーデンリゾートシティ二色の浜	
お出かけサポート「らく楽便」（移送サービス）	一般の公共交通機関を利用することが困難な身体の不自由な方や高齢者の外出を支援するため、福祉車両による移送サービスを行っています。	
日常生活自立支援事業	日常生活上の判断に不安のある方（認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方）が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などをお手伝いします。	
配食サービス（民間業者）	・ワタミの宅食 ☎0120-321-510 ・コープのお弁当宅配 ☎0800-800-6265 ・けんたくん ☎0120-517-012 ・ライフデリ ☎090-4299-1305 ・まごころ弁当 ☎072-429-9618 ・宅配cook123 ☎072-457-9211	詳細は、各事業所に問合せ

宅配サービス（民間業者）	【弁当】 ・ほっかほっか亭貝塚半田店 ☎072-426-2152 ・ほっかほっか亭貝塚駅前店 ☎072-443-4005 【買物】 ・オークワ三ッ松店（税抜3,000円以上の購入、配達区域制限あり） ☎072-446-7999 ・万代貝塚店（税抜4,000円以上の購入） ☎072-432-1070	詳細は、各事業所に問合せ
--------------	---	--------------

【減免・割引】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
水道料金・下水道使用料の福祉減免	1 か月あたり使用水量10立方メートルを限度として免除します。 対象者：年齢が65歳以上で一人暮らしの世帯	貝塚市上下水道営業課 ☎072-433-7140

【年金・手当・貸付など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
大阪府生活福祉資金貸付制度	低所得者、障害者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とするものです。 【資金使途】 ・居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費 ・福祉用具の購入に必要な経費・療養に必要な経費・介護サービス等を受けるのに必要な経費・冠婚葬祭に必要な経費・住居の転居等に必要な経費など	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294

【講座・サークル活動など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
つげさんお元気体操	自主的な体操グループの立ち上げを支援します。 体操の指導やDVDソフトの提供などを行います。	貝塚市高齢介護課 ☎072-433-7010
介護予防教室	要介護状態になることを予防し、健康づくりに取り組むための体操や認知症予防の教室を開催しています。	
健康卓球教室	国際試合でも使用されているフロアと卓球台で練習ができる、初心者向けの卓球教室を開催しています。	
健康乗馬教室	健康維持のためのきっかけづくりとして、乗馬の体験教室を開催しています。	
水中運動教室	健康維持・増進のため、民間の屋内温水プールを利用した運動教室を開催しています。	

【交流の場】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
ふれあい喫茶	地域で暮らす人たちが、集い、交流することができる場として、町会館などで開催しています。コーヒー・ジュースなどが100円程度で提供されています。 開催場所・日時等の詳細は、別紙の一覧表を参照してください。	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294
いきいきサロン	地域の高齢者等が、自宅から歩いて行ける場所に集い、おしゃべりやレクリエーション、体操などの活動を通して、楽しみながら、和気あいあいとした時間を過ごす場所です。	
あそび隊	昔遊びや身近な材料でおもちゃ作りなどを今の子どもたちに伝えていくことを目的に、幼稚園・保育園・子ども園・子育てグループ・学校・町会・介護施設などに出かけて、子どもたちから高齢者まで幅広く交流しています。随時、依頼先からの要請に応じて活動しており、昔遊びや手づくりおもちゃを通して交流のお手伝いをします。	中央公民館 ☎072-433-7222

介護について語り合う場	介護者の家族や介護経験者が集まり、互いの悩みなどを話し合ったり、認知症や介護のことを学んだりして、交流をしています。介護者家族にとって、話し合いや学びによって、不安を取り除き、精神的な負担を軽減して、ほっと一息つける居場所となっています。	
公民館クラブ・グループ	貝塚の三つの公民館では、100を超えるクラブ・グループが活動を通して交流を深めています。＜詳しくは、貝塚市立公民館クラブ・グループ案内をご覧ください＞ また、町会・地区福祉委員会などの催しに出かけ一緒に楽しむ活動にも取り組んでいます。＜いきいきサロン活動メニュー集参照（社会福祉協議会の窓口で配布）＞	中央公民館 ☎072-433-7222 浜手地区公民館 ☎072-431-0926 山手地区公民館 ☎072-446-0090
老人福祉センター （市民福祉センター） 各種クラブおよび同好会	高齢者が生きがいを見出し、健康で明るい生活を営んでいただくことを目的とする施設で、市内在住の60歳以上の方を対象として、健康の増進・教養の向上およびレクリエーションのための各種クラブ活動を行っています。 【クラブ】 茶道、書道、体操、農園芸、ヨガ、民舞、陶芸、カラオケ、大正琴、健康マージャン、フラダンス 【設備開放・同好会】 図書コーナー、バンパー、囲碁、将棋、ヘルストロン、マッサージチェアなど	貝塚市民福祉センター ☎072-433-7060
やすらぎ老人福祉センター	市内に住所を有する60歳以上の方を対象に、健康の保持・増進、教養の向上およびレクリエーションのための事業を行い、高齢者に生きがいを与え、健康で明るい生活を送っていただくことを目的とする施設です。 【講座】 カラオケ、ストレッチ体操、イキイキ体操、手芸など 【設備開放】 囲碁・将棋・ヘルストロン・マッサージ機など	やすらぎ老人福祉センター ☎072-432-1100
オレンジカフェ	認知症の人やその家族、地域住民が集い、各専門家との相談や、参加者がカフェ形式で介護の経験について語り合う場です。 【開催場所】①河崎通所リハビリテーション、②イオン貝塚店、③コープ貝塚集会所	①②グループホームひまわり河崎 ☎072-446-2510 ③グループホームコスモスガーデン ☎072-447-2755

【学習支援】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
コスモス市民講座	市の職員をリポーターとして派遣する、市役所出前講座です。 【内容】①わが町の介護保険	貝塚市高齢介護課 ☎072-433-7010
高齢者講座	各公民館で、概ね65歳以上の方を対象につるかめ大学（中央公民館）・シルバーライフ（浜手地区公民館）・ことぶきクラブ（山手地区公民館）を開催しています。 歴史・時事問題・環境・健康などについての学習や、グランドゴルフ・健康体操・レクリエーションなどを通して、和気あいあいと交流しています。	中央公民館 ☎072-433-7222 浜手地区公民館 ☎072-431-0926 山手地区公民館 ☎072-446-0090

【その他】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
健康マッサージ事業	高齢者を対象に、毎週金曜日に市民福祉センターで、マッサージ師による施術を行います。	貝塚市高齢介護課 ☎072-433-7010
敬老月間行事	毎年9月を敬老月間として、高齢者のための各種行事を開催しています。 《シニアフェスタかいづか(敬老会)》 市民文化会館(コスモスシアター)で、60歳以上の高齢者を対象に、老人クラブ会員や市民福祉センタークラブ連絡協議会会員による演芸会を開催します。	
	《婚姻満50年夫婦を祝う会(金婚式)》 婚姻満50年(金婚)を迎えたご夫婦を招待し、記念品を贈りお祝いをします。 高齢介護課に申請が必要です。（申請のべ切は広報でお知らせします。）	
	《敬老祝品贈呈》 9月15日時点で住民登録がある、男女の最高齢の方と、年度中に100歳・90歳を迎えられる方に、祝品を贈呈します。	
	《長寿祝券贈呈》 1年以上本市に居住し9月15日時点で住民登録がある、年度中に88歳・99歳を迎えられる方に、つげさんポイントが付与されたポイントカードを贈呈します。	

	《スポーツ大会》 貝塚市老人クラブ連合会が、高齢者の健康保持と生きがいを高めるために、スポーツ大会を開催しています。	
老人クラブ	主に町会単位で結成している市内在住の概ね60歳以上の高齢者の団体で、社会奉仕活動、教養講座、健康増進事業など、高齢者が気軽に参加できる活動を行っています。 会費や活動内容は各クラブによって異なります。	貝塚市高齢介護課 ☎072-433-7010
介護マーク	介護の必要な方が公共トイレなどを使用するときの補助や、男性介護者が女性用下着などの衣類の買い物をするときなど、介護する方が誤解や偏見を受けることがあります。 「介護マーク」は、こういった場面において、介護中であることをお知らせするマークであり、介護する方が身に付けて使用することで、周囲の理解を得ることにつながります。	
認知症ケアパス	認知症の方の生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。 認知症になっても、できる限り住み慣れた自宅・地域で暮らし続けられるように、様々なサービスを紹介しています。「認知症ケアパス」は、高齢介護課や地域包括支援センターで配付しています。	
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	貝塚市徘徊高齢者等見守りネットワークに登録している認知症の高齢者等（被保険者）が、誤って線路内に立ち入り電車を止めてしまった場合や、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金の支払いを受けることができます。 市が保険契約者となり、保険料全額を負担するため、被保険者の自己負担はありません。 対象者：①貝塚市に住民票があり、かつ貝塚市に居住している40歳以上の方 ②自宅で生活されている方 ③認知症の診断を受けている方 ※貝塚市徘徊高齢者等見守りネットワークに登録している方で、 ①～③のすべてに該当する方が対象となります。	

令和7年度ふれあい喫茶

校区	番号	自治会名	場所	開催日	時間帯	料金
東	1	小瀬喫茶ワイワイがやがや	町会館	第2土曜日(10月休み)	9時～11時半	100円
	2	東ふれあい喫茶	やすらぎ老人センター	第2火曜日(8月10月は第3火曜)	10時～11時30分	50・100円
	3	久保ふれあい喫茶	町会館	第2日曜日(奇数月)	14時～16時	100円
	4	府営久保住宅ふれあい喫茶	集会所	第2木曜日	9時～11時半	100円
西	5	戎前ふれあい喫茶	町会館	第2・第4土曜日(8月・12月・1月は月一回のみ)	10時～12時	50・100円
	6	脇浜南ふれあい喫茶	町会館	第2月曜日(8月・1月は休み)	10時～11時半	100円
	7	二色の浜旭住宅ふれあい喫茶	集会所	第1日曜日	8時～10時半	100円
	8	東和苑ふれあい喫茶ことぶき	町会館	第4日曜日(8・1月は休み)	14時～16時	100円
	9	ふれあい喫茶脇浜	町会館	第4土曜日(奇数月)	10時～12時	100円
	10	脇浜西ふれあい喫茶	町会館	第2火曜日	14時～16時	100円
	11	皇中心ふれあい喫茶	町会館	第2土曜日(奇数月)	9時～11時	100円
	12	沢ふれあい喫茶	町会館	第2火曜日	10時～12時	100円
	13	加神ふれあい喫茶	町会館	第2土曜日(8・1月は休み)	10時～12時	100円
南	14	旭ヶ丘ふれあい喫茶	町会館	第2日曜日(8・12・1月は休み)	10時～11時	100円
	15	スクエアかいつからふれあい喫茶友遊会	集会所	第2日曜日	8時半～10時半	100円
	16	堤ふれあい喫茶	町会館	第3日曜日(偶数月)	10時～11時半	100円
	17	和泉台ふれあい喫茶	集会所	第4日曜日(5・8・12・1・3月は休み)	9時～11時	100円
	18	窪田ふれあい喫茶	町会館	第3日曜日(町会館使用状況により変更有)	9時半～11時半	100円18歳以下無料
	19	王子ムカイ中ふれあい喫茶	集会所	第4日曜日(4月～11月)	9時～11時	100円
	20	橋本ふれあい喫茶	町会館	第3日曜日(奇数月)	9時～11時	100円
	21	地藏堂ふれあい喫茶	町会館	第2日曜日(奇数月)	9時～11時	100円
	22	王子ふれあい喫茶	ふれあい会館	第1土曜日(10月は除く)	8時～11時	100円
北	23	二色の浜荘園ふれあい喫茶	町会館	第1日曜日(1・5・8月は休み)	10時～12時	100円
	24	ふれあい喫茶中北	町会館	第1水曜日(1月7月は休み)	9時～11時	100円
	25	大北ふれあい喫茶	町会館	第3火曜日(7月休み・1月または8月休み)	9時～11時半	100円
	26	海新老人クラブふれあい喫茶部	町会館	第2月曜日	10時～11時	100円
	27	北校区ふれあい喫茶	町会館(変更の場合有)	第2土曜日	10時～12時	100円
	28	ユウユウカフェ	南上町会館	第3土曜日(8・12月は休み)	9時半～11時	150円
	29	西町長生会ふれあい喫茶	町会館	第1土曜日(1・7月は休み)	9時～11時	100円
	30	海塚ふれあい喫茶	町会館	第1土曜日	9時～11時	100円
津田	31	津田北ふれあい喫茶	町会館	第2金曜日	14時～15時	100円
	32	津田南ふれあい喫茶	町会館	第2水曜日(8・1月お休み)	10時～11時半	100円
	33	堀新ふれあい愛食堂	町会館	第4土曜日	11時～13時	50・100円
	34	府営堀住宅ふれあい喫茶	集会所	第4日曜日(8・12月は休み)	9時半～11時半	100円
中央	35	サンシティ貝塚ふれあい喫茶	管理棟(7Fまたは8F)	第2日曜日(変更有)	8時半～10時半	100円
	36	近義ヶ丘カフェ	町会館	第3土曜日(6・7・2月)	10時～12時	100円
	37	麻生中みつ葉カフェ	寿楽会 なかむら荘	第1木曜日	14時～15時半	無料
	38	近義の里ふれあい喫茶	集会所	第1日曜日	9時～10時半	100円
	39	ふれあい喫茶石才	町会館	第1日曜日(7・9・12・3月)	9時～10時半	100円
	40	中央団地ふれあい喫茶TANOSI・MO	集会所	第3日曜日(4・8・1・2月は休み)	9時～11時	100円
木島	41	府営森住宅・寿会ふれあい喫茶	集会所	第2土曜日(8・1月は休み)	8時～10時半	100円
	42	名越ふれあい喫茶いこか	町会館	第2土曜日(8・10月は休み)	9時半～11時	150円
	43	三ツ松ふれあい喫茶	町会館	第4日曜日(5・6・7・1・2・3月)	9時～10時半	50・100円
	44	清名台ふれあい喫茶	町会館	第3日曜日(8月は休み)	9時～11時	100円
	45	清見長生会ふれあい喫茶	町会館	第3日曜日(6・9・2月)	9時～12時	100円
	46	水間ふれあいラウンジ	町会館	第3土曜日(8・1月は休み)	9時～11時	100円
東山	47	東山ふれあい喫茶	自治会館	最終土曜日(12月は休み)	9時半～11時半	100円
葛城	48	三ヶ山ふれあい喫茶	ふれあいセンター	第4土曜日(12月第3土曜開催、7・8月休み)	14時～16時	100円
	49	蕎原ふれあい喫茶	町会館	第3土曜日(8月休み)	10時～11時半	100円
	50	ふれあい喫茶 こつみ文化サロン	町会館	第4水曜日(12月は休み)	13時半～15時	100円
	51	長瀬長生会いきいきサロン土曜喫茶店	町会館	毎週土曜日	9時～10時半	0円
永寿	52	水間荘園ティールーム	町会館	第2日曜日	10時～12時	0円(募金箱設置)
	53	三ツ松第2住宅・ふれあいモーニング	集会所	第3日曜日	8時半～10時	100円
	54	三ツ松団地南ふれあいモーニング	自治会館	第3日曜日	9時～10時半	100円
	55	西之町ふれあい喫茶	町会館	第1日曜日	9時～11時	100円
	56	三ツ松団地(北自治会)ふれあい喫茶	第1集会所	第2日曜日	9時～12時	100円
	57	レイクガーデン自治会	レイクガーデン集会所	第3日曜日(奇数月に開催)	10時～12時	100円
二色	58	コスタ・ミラふれあい喫茶	管理棟インフォメーション前	第2水曜日(8月は休み)	8時半～10時半(6月～9時開始)	50・100円
	59	二色3丁目カフェ	集会所	第3月曜日(祝日も開催)	9時半～11時	50・100円
	60	二色4丁目ふれあいカフェ	集会所	第2金曜日	9時半～11時半	50・100円
	61	アジュールあゆみの会	集会所	第1土曜日(偶数月)	11時半～12時半	100円(小学生以下50円)

障害者（児）関連



障害者（児）関連

【相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
貝塚市障害者基幹相談支援センター	障害のある方やそのご家族が気軽に相談できる窓口として、障害種別や年齢に関わらず専門職が様々な困りごとに対して総合相談窓口を実施しています。また、計画相談支援事業所などからの相談に対応するなど、地域の相談支援の拠点としての役割を担っています。 障害があっても、住み慣れた町で望む暮らしを送ることができるよう、様々な関係機関と連携して支援するとともに、地域づくりにも取り組んでいます。	貝塚市障害者基幹相談支援センター ☎072-488-7770
泉州中障害者就業・生活支援センター	障害のある方の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。一般企業で働きたい障害のある方や障害者雇用に取り組んでいる、これから取り組みたい企業の皆様への相談・支援を行っています。	泉州中障害者就業・生活支援センター ☎072-422-3322
障害者地域生活支援センターみずま	障害をお持ちの方が日常生活するうえでのいろいろなお手伝い、悩みごとなどの相談や助言、生活情報の提供のほか、地域の住民の方との交流を図るための集いの場所を設けています。	障害者地域生活支援センターみずま ☎072-446-6510
貝塚市障害者生活相談支援センターいずみ	障害のある方やその保護者からの相談、各種サービスの提供援助を行い、ライフステージに応じた地域での生活を支援します。	貝塚市障害者生活相談支援センターいずみ ☎072-421-3000
大阪府障がい者自立相談支援センター	①身体障害者および難病等による障害者の補装具や自立支援医療の判定および専門的相談・指導を実施しています。また、高次脳機能障害についての相談に応じています。 ②知的障害者の判定および専門的相談・指導を実施するとともに、発達障害を伴う知的障害のある方々への支援を実施しています。	①身体障がい者支援課 ☎06-6692-5262 ②知的障がい者支援課 ☎06-6692-5263

大阪府こころの健康総合センター	ホームページで精神保健福祉に関する様々な情報提供をおこなうとともに、府民のための総合的な精神保健福祉相談に応じています。 [こころの電話相談] こころの病やこころの健康に不安をお持ちのかた、医療機関や障がい福祉サービスの情報などを知りたいかたのために電話相談を行っています。 月曜日～金曜日 9時30分～17時（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く） [専門相談] アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談や、大切な人を自死（自殺）で亡くされたかたのために、来所相談を行っています。 月曜日～金曜日 9時～17時45分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く） （※依存症相談は、第2・4土曜日 9時～17時30分も行っています）	こころの電話相談 ☎06-6607-8814 ※水曜日は40歳未満のかたが対象 専門相談（依存症・自死遺族） ☎06-6691-2818
大阪府貝塚子ども家庭センター	障害児についての専門的、総合的な相談や判定、施設利用の手続き等を行っています。	大阪府貝塚子ども家庭センター ☎072-430-6300
大阪府岸和田保健所	身体障がい児や難病のある方に対する適切な支援を行うため、保健師・栄養士・理学療法士・作業療法士等が相談に応じています。 また、精神障がい者およびこころの健康等に関して、ケースワーカー・保健師・嘱託医等による相談支援を実施しています。（原則予約制）	大阪府岸和田保健所 ☎072-422-5681
障がい者110番	障害者の権利擁護や福祉サービス、日常生活に係る相談などについて、専従の相談員が応じます。 受付は、月曜日から金曜日の9時から17時までですが、FAX・留守番電話は土日祝日を含む24時間受付。	障がい者110番 ☎06-6973-0110
大阪府社会福祉協議会 運営適正委員会	福祉サービスに関する苦情について、苦情解決委員が第三者としての中立・公正な立場から、解決に向けての相談、助言、調査またはあっせんを行っています。	大阪府社会福祉協議会 運営適正委員会 ☎06-6191-3130
障がい者交流促進センター （ファインプラザ大阪）	スポーツのほか、生活や健康に関する専門家が相談に応じます。 相談日が決まっていますので、まずは電話かFAXでお問合せ下さい。	障がい者交流促進センター （ファインプラザ大阪） ☎072-296-6311
大阪難病相談支援センター	難病患者児およびその家族の生活上の悩みなどについて、電話や面談による相談を、小児慢性特定疾病児童ピアカウンセリング、就労支援、各患者会等の紹介を行っています。	大阪難病相談支援センター ☎06-6926-4553 月～金曜日 10時～16時30分
大阪難病医療情報センター	難病に関する専門的知識の集積や、難病情報の提供などを行っています。 難病の就労相談や遺伝相談も行っています。 相談受付：月曜日・水曜日・金曜日 10時～16時	大阪難病医療情報センター ☎06-6694-8816

聴覚障害者・言語障害者等の方々の緊急時の通報先 (大阪府警察)	事件・事故、緊急事態発生時の聴覚障害者・言語障害者等の方々の緊急通報用として、FAXおよび電子メールによる通報を受理しています。 事件の内容、用件および発信者の氏名、住所（現在の居場所）、FAX番号またはメールアドレスを明記して送信します。	聴覚障害者・言語障害者等の方々の緊急時の通報先（大阪府警察） FAX 06-6941-1022 ml110@police.pref.osaka.jp
おおさか精神科救急ダイヤル	かかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、精神疾患を有する方やそのご家族などから、こころの病気の緊急時にお電話いただければ、必要に応じて精神科救急医療機関（病院）の情報を提供します。 月曜日～金曜日 17時～翌9時（土曜日、日曜日、祝日、年末年始 朝9時～翌朝9時）	おおさか精神科救急ダイヤル ☎0570-01-5000
大阪府精神障害者家族会連合会	精神障害者の家族同士が支え合い、学び合い、励まし合うのが家族会です。 家族の様々な相談に応じています。 月曜日～金曜日 10時～15時（土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆除く）	大家連電話相談室 ☎06-6941-5881
大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか	大阪府在住（大阪市・堺市を除く）の発達障がいと診断された、もしくは疑いのある方や、ご家族・関係機関からの相談をお受けしています。※診断・心理検査・通所による療育やプログラムなどは行っておりません。 また、今後の就労や現在勤めている職場に関する相談をお受けしています。就労に向けて必要な事柄と一緒に整理したり、利用できる就労支援制度やサービス等の情報提供も行っています。その他、発達障がいのある方々が身近な地域で自分らしく暮らしていけるように、機関コンサルテーションや普及・啓発、関係機関との連携や地域の支援体制の構築に向けての取り組みも行っています。 まずは、電話相談時間（火曜日～金曜日 13時30分～16時30分 ※祝日・年末年始を除く）にご連絡ください。	大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか ☎06-6966-1313
認知症疾患医療センター	認知症についての専門的医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との連携、地域保健医療・介護関係者への研修、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、医療情報の提供等の介護サービスとの連携を行っています。	医療法人河崎会 水間病院 ☎072-446-1102（代表） 072-446-8102（専用）
大阪府ひきこもり地域支援センター	大阪府のひきこもりに関する第一次相談窓口として、ご本人やご家族から電話での相談をお受けするとともに、市町村や民間団体でひきこもり支援に携わる支援者への後方支援を行っています。 月曜日～金曜日 10時～16時（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）	ひきこもり専門電話相談 ☎06-6697-2890
いきいきネット相談支援センター	社会福祉協議会のC S W（コミュニティソーシャルワーカー）が、住民の方や各団体からの相談を伺います。 また、安心して暮らせる地域づくりのお手伝いもしています。	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294

消費生活センター	【消費者相談】 送り付け商法・振り込め詐欺・ワンクリック請求などの悪質な商法、インターネット関連トラブル、製品の安全、クーリング・オフなどの相談に応じています。 【多重債務相談】 多重債務をはじめ、借金に関する相談に応じています。 【情報の提供】 悪質商法・悪質業者への対策やクーリング・オフなどの情報を提供しています。	貝塚市消費生活センター （市民相談室内） ☎072-433-7190
関西いのちの電話	様々な困難や危機にあつて、人生の相談事や助けを求めている方の相談窓口です。	関西いのちの電話 ☎06-6309-1121 （24時間受け付け）
大阪障害者職業センター	障害者職業カウンセラーやジョブコーチを配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。	大阪障害者職業センター 南大阪支所 ☎072-258-7137

【手帳の交付】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
身体障害者手帳	身体障害者手帳は、身体に障害がある方の障害種別と障害等級を記載した手帳で、各種サービスを利用できるようになります。 医師の診断書に基づき認定します。等級は1級から6級です。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
療育手帳	療育手帳は、知的障害のある方の障害の程度（A、B1、B2）を記載した手帳で、各種サービスを利用できるようになります。 貝塚子ども家庭センター（18歳未満）、大阪府障がい者自立相談支援センター（18歳以上）の判定が必要です。	
精神障害者保健福祉手帳	初診日から6ヵ月以上を経過しており、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある人に手帳が交付されます。 障害等級は1級から3級です。 申請には、医師による診断書または精神障害を理由として取得した障害年金の証書が必要です。	
手帳診断費用助成制度	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請に添付する医師の診断書の作成に要する文書料を助成します。	

【医療費の助成など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
重度障害者医療費の助成	障害のある方に対し、医療費の一部を助成します。（月額負担上限額3,000円） 対象者：ひとり親家庭医療・子ども医療対象者以外で下記の①～⑤のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級・2級所持者 ②療育手帳A所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ④特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者 ⑤療育手帳B1所持者で身体障害者手帳所持者 ※所得制限があります	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
自立支援医療（更生医療）の支給	自立支援医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し日常生活を容易にするための医療の一部を支給します。 原則かかった医療費の1割が本人負担となります。 対象者：18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方。	
自立支援医療（育成医療）の支給	自立支援医療の指定を受けている医療機関で、対象の障害ごとに定められた疾患に対する医学的処置、薬剤または治療材料等の支給にかかる費用の一部を支給します。 原則かかった医療費の1割が本人負担となります。 対象者：治療を行うことにより、身体上の障害が軽くなり、日常生活が容易になると見込まれる児童。（18歳未満）	
自立支援医療（精神通院）の支給	自立支援医療指定医療機関での、精神疾患のために必要な医療保険適用の通院医療費、薬剤の処方、デイナイトケア、訪問看護、対象疾患の治療に必要な検査が対象になります。原則かかった医療費の1割が本人負担となります。 対象者：統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患またはてんかんを有し、自立支援医療指定医療機関にて継続して精神疾病の治療が必要と主治医に認められた方。	
指定難病医療費の助成	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、対象疾病ごとに定められた認定基準を満たす患者の治療にかかる医療費の一部を助成します。	大阪府岸和田保健所 ☎072-422-5681

【補装具・日常生活用具など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
補装具費の支給	身体上の障害を補うための用具の購入、借受けまたは修理に要した費用（それぞれ限度額あり）を助成します。 原則1割の負担があり、市民税の課税状況により月額負担上限額があります。用具によっては、医療機関の意見書や大阪府障がい者自立相談支援センターでの判定が必要です。（本人・世帯員のうち市民税最多納税者の納税額が46万円以上の場合は対象外） ※購入、借受け、修理後の助成はできません。必ず事前に申請が必要です。 ※介護保険制度に共通する用具については、介護保険制度での利用になります。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
日常生活用具の給付	日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。（本人・世帯員のうち市民税最多納税者の納税額が46万円以上の場合は対象外） 原則1割の負担があり、市民税の課税状況により月額負担上限額があります。 ※購入してからの助成はできません。必ず事前に申請が必要です。 ※介護保険制度に共通する用具については、介護保険制度での利用になります。	
重度障害者の紙おむつの給付	学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳1・2級または療育手帳A所持者で、寝たきりなどの状態にあり、常時おむつをする必要がある在宅の方に対し、1か月当たり9,000円相当分の紙おむつ給付券を支給します。 ただし、貝塚市に6か月以上居住しており、生計中心者に市民税の所得割が課税されていない場合に限ります。	
自動車運転免許取得費の助成	免許を取得するために、自動車教習所において要した費用の2分の1以内、10万円を限度に助成します。（市民税の所得割が課税されていない世帯に限ります） 申請には、身体障害者手帳・運転免許証・自動車教習所修了証書・自動車教習のために支払った金額の領収書が必要です。 ※免許取得後6か月以内の方が対象になります。	
自動車改造費の助成	就労等に伴い、障害者が自ら所有し、運転する自動車の運転装置等を改造する費用の一部（10万円を限度）を助成します。（ただし、前年の収入が518万円以下（単身の場合）に限ります） ただし、原則1人につき1車両1回限りとなります。 申請には、身体障害者手帳・運転免許証・車検証・改造業者の見積書等が必要です。 ※改造してからの助成はできません。必ず事前に申請が必要です。	
緊急通報装置設置事業	急病または災害の緊急時に、ボタンを押すだけで緊急通報先へつながる装置を設置します。（ひとり暮らしの重度身体障害者（身体障害者手帳1級または2級）および、これに準ずる方 ※65歳未満 市民税の額によって、利用者負担が発生する場合があります。	

難聴児への補聴器購入費用の交付	補装具費支給の対象(身体障害者手帳保持者)および大阪府難聴児補聴器交付事業による補聴器交付の対象(両耳の聴力が60デシベル以上70デシベル未満)とならない軽度の難聴児が、補聴器を購入、修理、交換する際に費用の一部を助成します。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
小児慢性特定疾病の方への日常生活用具の給付	在宅の小児慢性特定疾病児童等に、日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。 扶養義務者の市民税課税状況により、用具の給付に要する費用の一部負担があります。	
車いすの貸出	市内在住で短期間に車いすを必要としている方に対して、無料で貸し出しを行っています。(貸出期間) 3か月以内	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294

【日常生活の支援】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
障害福祉サービス	自宅での家事援助・入浴支援(ホームヘルプ)、ショートステイの利用、グループホームへの入居や日常生活の訓練、就労支援等のサービスを個別に支給します。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
ガイドヘルパーの派遣	障害者が外出する際に、歩行や車イスの介助などを行うヘルパーを派遣します。 利用者負担は、原則サービス費の1割です。世帯の所得に応じて負担上限額があります。	
日中一時支援事業	日中、施設等で活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練をおこないます。 利用者負担は、原則サービス費の1割です。世帯の所得に応じて負担上限額があります。	
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障害者や言語障害者が、市役所などの公的機関や医療機関へ行く場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	
訪問入浴サービス	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、看護師等が入浴の介助を行います。 利用回数は週1回までで、利用者負担は、原則サービス費の1割です。 ※介護保険サービス対象者は対象外です。	

高額障害者福祉サービス等給付費	①同じ世帯で複数の利用者がいる場合やひとりで複数のサービスを利用する場合で、障害福祉サービス費等の負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。 ②65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）に係る利用者負担を高額障害福祉サービス等給付費として支給します。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
緊急時のFAX・インターネットによる119番通報	聴覚障害者および言語障害者の方の緊急時の119番通報は、ファックス・インターネットで受け付けることができます。 事前の登録が必要です。	
児童発達支援 放課後等デイサービス	日常生活に必要な動作の習得や、集団生活への適応に向けた療育を受けることができます。	貝塚市子ども相談課 ☎072-433-7071
避難行動要支援者支援制度	介護が必要なかたや障害のあるかたなど、災害時の避難に特に支援が必要なかたの名簿や個別避難計画をあらかじめ作成しています。作成したものは、町会や自治会、民生委員・児童委員などに提供することで、日頃からの声掛けや見守り、災害時の避難支援に活用しています。	貝塚市福祉総務課 ☎072-433-7030
郵便等による不在者投票	重度の障害により、投票所に行けない方に、自宅等で投票できる郵便等の不在者投票の制度です。 また、郵便等による不在者投票の対象者で、上肢、視覚障害で1級の方には、「郵便等による不在者投票における代理記載制度」があります。 いずれも事前に登録が必要です。 対象者：両下肢、体幹、移動機能障害1・2級、内部障害1・3級、免疫、肝臓の障害1～3級の方。	貝塚市選挙管理委員会 ☎072-433-7444
障害者歯科診療	市立休日急患診療所で歯科診療を行っています。診察は毎週日曜日の午前10時から12時までです。事前の予約が必要です。診療日 日曜日（年末年始は除く）	貝塚市健康推進課 ☎072-433-7410
図書の宅配サービス	身体障害者手帳1～4級の交付を受けていて来館が困難なかたに、図書の宅配をしています。	貝塚市民図書館 ☎072-433-7200
対面朗読	身体障害者手帳1～4級程度の交付を受けていて視覚に障害のあるかたに、ボランティアによる対面朗読をしています。	貝塚市民図書館 ☎072-433-7200
視覚障害者情報プラザ	視覚障害者の方に、点字図書や音訳録音CDの貸出、音訳者による対面朗読をしています。 また、『視覚障害者のための文化教室』や中途失明者が点字の読み書きを習得するための『中途失明者の点字教室』を開催しています。	貝塚市視覚障害者情報プラザ ☎072-433-7080

Net119緊急通報システム (緊急時のインターネットを利用した119番通報)	聴覚・言語機能等の障害で、音声による119番通報困難な方がスマートフォンなどからインターネットを利用して緊急時の119番通報ができるサービスです。 事前の登録が必要です。	貝塚市消防本部警備課 ☎072-422-0119
日常生活自立支援事業	日常生活上の判断に不安のある方（認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方）が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などをお手伝いします。	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294
字幕入り映像ライブラリー	一般に公開された映像番組等に、字幕や手話を挿入したVHSやDVD等を無料で貸出をしています。 事前に利用者登録が必要です。	大阪聴力障害者協会 ☎06-6761-1394
大阪府 I T ステーション	障害のある方が I T を活用して就労できるように、就労支援相談や I T 技能習得のための講習を実施し、利用者と障害者雇用を考える企業等を結ぶ、障害者の雇用・就労支援拠点として活動しています。 また、ICT支援の総合窓口を設け、障がい者及び支援者からの電話・来所相談やICT機器等の情報提供を行っています。さらに、市町村や福祉施設で実施している I T 講習会等で講師等のボランティアとして活躍していただく I T サポーターを養成し、障害者のデジタルデバイドを解消するための取組みも行っています。	大阪府 I T ステーション ☎06-6776-1222
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人・年齢を問わない）で身体障がい者手帳の1級または2級の交付を受けた人を対象に、通訳・介助者の派遣を実施しています。 派遣費用は無料です。 あらかじめ利用登録を行い、派遣希望日の10日前までに通訳・介助者派遣申請を行います。	大阪障害者自立支援協会 盲ろう者等社会参加支援センター ☎06-6748-0587

【減免・割引】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
福祉タクシー初乗運賃 (9割分)の助成	タクシーの初乗運賃(9割分)を年間最高48回(4月中に申請した場合)まで助成します。 対象者:身体障害者手帳1,2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方。 ただし、上肢障害・聴覚障害・音声言語・そしゃく障害のみの方は除きます。 貝塚市が契約するタクシー会社で利用できます。 ※申請時は手帳が必要です。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012

タクシー運賃割引制度	乗車時に手帳を提示すると、運賃が1割引になります。 対象者：身体障害者または知的障害者	各タクシー会社
有料道路の割引	通行料金が5割になります。ただし、障害者1人につき1台に限ります。（営業車は除く） ※担当窓口で手帳へ必要事項の記載を受け、料金所で手帳を提示してください。 ※ETCレーンを利用する場合は、有料道路事業者への事前登録が必要です。 ※他の割引との重複利用はできません。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
電車運賃の割引	①障害者本人が単独で乗車する場合：普通乗車券（片道101キロメートル以上の利用の場合のみ）割引率5割 ②介護者とともに乗車する場合：普通乗車券・回数乗車券・急行券（特別急行券は除きます。）割引率5割 ※水間鉄道は、身体障害者手帳・療育手帳の提示で5割引きになります。	
航空運賃の割引	割引運賃は各航空運送事業者によって異なります。 詳しくは各航空運送事業者にお問い合わせください。	
NHK放送受信料の減免	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳所持者がいる市民税非課税世帯は、全額免除されます。 視覚・聴覚障害者手帳所持者または身体障害者手帳1・2級または療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者であり、なおかつ世帯主で契約者の場合は、半額免除となります。 詳しくは、NHKふれあいセンター（☎0120-151515）にお問い合わせください。	
大阪府障がい者等用 駐車区画利用証制度	公共施設や商業施設などにおける、車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度です。 申請書は、障害福祉課窓口でお配りしているほか、大阪府ホームページからもダウンロードできます。 【 http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/ 】	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
保育料の軽減	市民税所得割額が77,100円以下の場合に、保育料が軽減されます。 対象者：手帳所持者または特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯。	貝塚市子育て支援課 ☎072-433-7024

水道料金・下水道使用料の福祉減免	1 か月あたり使用水量20立方メートルを限度として5割を軽減します。 対象者：特別児童扶養手当の受給者がいる世帯、身体障害者手帳1級の所持者(20歳以上で在宅)がいる世帯、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(20歳以上で在宅)がいる世帯、療育手帳Aの所持者のうち、最重度の知的障害者(20歳以上で在宅)がいる世帯。	貝塚市上下水道営業課 ☎072-433-7140
コスモシアター入場料金の減免	介護者1名の料金が4割減免されます。 ただし、貝塚市文化振興事業団の主催事業に限ります。 対象者：介護者を必要とする身体障害者手帳1・2級および精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aの方。	貝塚市文化振興事業団 ☎072-436-5031
駐車禁止除外指定車標章の交付	障害者本人に対して交付され、福祉タクシー等に乗車する場合にも使用可能です。 標章を掲出することにより、公安委員会が指定した駐車禁止・時間制限駐車区間規制の道路に限り、一時的に駐車することができます。	貝塚警察署 ☎072-431-1234
自動車税 (種別割・環境性能割)の減免	障害のある方々で、一定の要件に該当する場合について、自動車税(種別割・環境性能割)の減免を実施しています。	自動車税(種別割) 泉南府税事務所 ☎439-3601 自動車税(環境性能割) 大阪自動車税事務所泉分室 ☎541-1327
軽自動車税 (種別割)の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳を所持されている方(以下「障害者等」という。)もしくは障害者等と生計が同一である親族の方が所有する車両のうち、障害者等のために使用する車両について、軽自動車税(種別割)が減免される場合があります。	貝塚市課税課諸税担当 ☎072-433-7254
バス運賃の割引	普通乗車券・回数券(割引のない場合あり)の5割、定期券の3割が割引されます。 対象者：①身体障害者手帳、療育手帳所持者 ②第1種障害者およびその介護者	各バス会社 (会社によって適用が異なる場合があります)
コミュニティバス 『は～もに～ばす』の割引	障害者手帳の提示で無料になります。 第1種障害者・中度の知的障害者は介護者(1名)も無料になります。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
映画館の割引	大阪興行協会加入の映画館において、割引を行っています。 対象者：障害者手帳所持者	生活衛生同業組合大阪興行協会 ☎06-6632-3811
携帯電話の割引	携帯電話の基本使用料等の割引サービスを行っています。 対象者：障害者手帳所持者	各携帯電話の取扱店舗

NTTの無料番号案内 (ふれあい案内)	番号案内(104番)を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出て、あらかじめ届け出た電話番号と暗証番号をオペレーターに申し出れば、無料になります。 対象者：視覚障害1級～6級、肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1・2級、聴覚障害2・3・4・6級、音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害3・4級の方、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	NTTふれあい案内申し込み ☎0120-104-174
非課税貯蓄制度 (マル優、特別マル優)の利用	【マル優】 預貯金・信託の元本の合計額が350万円までの利子が非課税になります。 【特別マル優】 国債・地方債の額面の合計額が350万円までの利子が非課税になります。 対象者：身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害基礎年金受給者・特別障害者手当等受給者	取引金融機関
その他の税の減免	障害のある方々で、一定の要件に該当する場合に、減免または控除を受けることができます。 ①住民税 貝塚市課税課市民税担当 ☎072-433-7250 ②所得税・相続税・贈与税 岸和田税務署 ☎072-438-1341 ③事業税 府税事務所 ☎072-439-3601	各窓口にて問合せ

【年金・手当・貸付など】 ※年金・手当の額は法律等により改正されます。

名称	事業・サービス内容	問合せ先
障害基礎年金	障害等級の1級が年額1,039,625円、2級が年額831,700円で、毎年偶数月に6回に分けて支給されます。	貝塚市保険年金課 国民年金担当 ☎072-433-7274
特別障害給付金	障害基礎年金1級に該当する人は月額56,850円、2級に該当する人は月額45,480円、毎年偶数月に6回に分けて支給されます。	貝塚年金事務所 ☎072-431-1122
①障害厚生年金 ②障害手当金	①厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日に国民年金法による障害の状態に該当する場合で、一定の保険料納付要件を満たしている人に支給されます。 ②厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある傷病が初診日から5年以内に治った場合で障害厚生年金を受けられる状態でないが一定の障害状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしている人に支給されます。 年金額は、①②とも被保険者期間の月数などにより決まります。	貝塚年金事務所 ☎072-431-1122
特別障害者手当	20歳以上であって、重度の障害状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障害者に対して手当を支給するものです。(所得制限があります) 月額28,840円で、2月・5月・8月・11月に支給します。	

障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に対して手当を支給するものです。（所得制限があります） 月額15,690円で、2月・5月・8月・11月に支給します。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
重度障害者在宅介護支援給付金	重度の知的障害と重度の身体障害をあわせもつ障害者（児）の介護者に支給されます。 月額10,000円で、1月・4月・7月・10月に支給します。	
特別児童扶養手当	重度または中度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母あるいは父母に代わって、その児童を養育している人に対して手当を支給するものです。 1級は月額55,350円、2級は月額36,860円で、4月・8月・11月に支給します。	
障害者扶養共済制度	障害者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障害を有することとなったとき、障害者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。 年金額は、1口あたり月額20,000円で障害者1人につき2口まで加入できます。 また、1口目のみ、生活保護受給世帯は掛金の全額、市町村民税非課税世帯は掛金の5割、市町村民税所得割非課税世帯は掛金の3割を減免します。	
大阪府重度障がい者特例支援事業	重度の障害のある在日外国人等で、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない障害者に対して手当を支給するものです。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
貝塚市外国人障害福祉金		
児童扶養手当	父母の婚姻の解消などにより、父または母と生計を異にしているか、父または母に重度の障害があり18歳未満の児童等を養育している父または母や養育者に対して、手当が支給されます。	貝塚市子ども福祉課 ☎072-433-7021
大阪府生活福祉資金貸付制度	低所得者、障害者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とするものです。 【資金使途】 ・居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費 ・福祉用具の購入に必要な経費・療養に必要な経費・障害者用自動車の購入に必要な経費・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の転居等に必要な経費など ・学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294

【障害者団体・講座・サークル活動など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
障害者団体	障害者（児）ならびにその保護者で構成された次の団体があり、それぞれ障害者（児）の福祉向上と会員の親睦および連携を深めるために活動を行っています。 【貝塚市障害児者父母の会】 市内に在住し、心身に障害を持つ本人および保護者 【貝塚市視覚障害者協会】 市内に在住し、身体障害者手帳を所持する視覚障害者 【貝塚ろうあ福祉会】 市内に在住するろうあ者 【貝塚市手をつなぐ親の会】 市内に在住する知的障害者（児）の保護者 【貝塚市仲よし親の会】 市内の小中学校に在籍する特別な支援を必要とする子どもの保護者・教職員	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
中途失明者の点字教室	視覚障害者情報プラザにおいて、点字で読み書きができるよう視覚障害者の方を対象に実施しています。 《活動日時》毎週木曜日：9時50分～10時40分	
視覚障害者のための文化教室	視覚障害者の方に対し、講座や見学会などを開催し、人との交流を深め、文化・教養の向上を図っています。	
聴覚障害者のための文化教室	聴覚障害者の方に対し、日常生活に必要な知識の習得を図っています。	
貝塚市音訳奉仕会	視覚障害者の方に、広報紙や本等を録音し、情報収集、理解を助ける活動を行っています。 《活動日時》毎月第2水曜日：10時～11時30分	
貝塚市点訳奉仕者（点友会）	視覚障害者の方に、広報紙や本等を点字に訳し、情報収集、理解を助ける活動を行っています。 《活動日時》毎週木曜日：10時30分～12時、13時～15時	
手話サークル （貝の子・さくら貝）	聴覚障害者の方に、手話を使ってコミュニケーションを助け、交流・親睦を深める活動を行っています。 《活動日時》☆貝の子：毎週水曜日 19時～21時 ☆さくら貝：毎週火曜日・木曜日 13時～15時	
要約筆記サークル（コスモス）	聴覚障害者の方に、話の内容を筆記して伝えコミュニケーションを助ける活動を行っています。 《活動日時》障害福祉課までお問合わせください。	

身体障害者のための陶芸教室	身体障害者手帳をお持ちの方を対象に実施しています。 申込は随時受け付けています。 《活動日時》毎週月曜日 13時～15時	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
ふれあい料理	障害者（主には施設利用者）の方がボランティアの協力を得て料理作りをしています。一緒に作って食べることで、障害者相互およびボランティアとの交流の場にもなっています。	中央公民館 ☎072-433-7222 浜手地区公民館☎072-431-0926 山手地区公民館☎072-446-0090
ホッとワーク	視覚障害者の方に対し、さまざまな体験や学習プログラムを提供しています。公民館のクラブやボランティアとの交流の場になっています。	中央公民館 ☎072-433-7222
夢にチャレンジ	障害者の方が公民館で活動するクラブやボランティアと交流しながら、お菓子づくりやものづくり、文化やスポーツなどさまざまなことにチャレンジしています。	
ボランティア活動	障害者の各種団体が行う行事等の運営をお手伝いします（要相談）。	大阪府社会福祉協議会 ☎06-6762-9631 貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294
貝塚市断酒会	アルコール依存症の方と家族、お酒で悩んでいる方と家族の集まりです。夜間例会・昼例会・家族会があり、お酒に関する相談（酒害相談）も受け付けています。	貝塚市断酒会会長 森岡 末男 ☎090-7493-0382
岸和田・貝塚精神障害者家族会（はづき会）	精神障害者の家族を中心とする集まりです。 情報の共有・勉強・家族同士の共感などを通じ、よりよい生活を目指す活動を行っています。	岸和田・貝塚精神障害者家族会（はづき会）貝塚代表 川上 美江 ☎072-422-9021

児童関連



児童関連

【相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
家庭児童相談室	0歳から18歳の子どものに関する発達相談、虐待相談など、子どものいる家庭のあらゆる相談に応じています。	貝塚市子ども相談課 家庭児童相談室 ☎072-433-7022
母子・父子相談	ひとり親家庭の生活全般の相談や離婚前相談に応じその自立に必要な情報提供など相談支援を行っています。	貝塚市子ども福祉課 ☎072-433-7021
赤ちゃん相談	乳児の保護者に対して、育児・栄養・母乳相談、歯科相談などを行うことで、育児不安の解消に努めます。	貝塚市子ども相談課 ☎072-433-7000
教育支援センター (レインボー教室)	心理的または情緒的な要因など、さまざまな事情により登校の意思があるにもかかわらず登校が難しい児童・生徒を支援するための教室です。 この教室では、学校とは異なる落ち着いた環境の中で、小集団での活動や体験学習を通じて、徐々に集団生活への適応を促します。また、ホースセラピーや農業体験などの自然体験活動を取り入れ、心の安定を図るとともに、仕事体験を通じたキャリア教育を推進し、社会生活への円滑な移行を支援します。 さらに、新たな取り組みとして遠隔操作ロボットを活用した登室システムを導入や、メタバース空間におけるアバター同士の交流を通じて、対面でのコミュニケーションへの移行を支援します。これにより、無理なく段階的に人との関りを深め、学校生活や社会生活への復帰をめざします。	貝塚市学校教育課 ☎072-433-7113
教育相談室	教育に関する悩み（いじめや不登校、虐待など）の相談を行っています。	貝塚市教育研究センター 教育相談室 ☎072-433-7110
進路選択支援相談	高校や大学に進学したいが、学費のことが心配、急に家の経済状況が変わったのでどんな奨学金があるのか知りたいなど、問題解決のための奨学金や教育ローンの活用についての相談に応じます。	青少年人権教育交流館 (ハート交流館) ☎072-432-5959
教育相談	子育て・不登校・ひきこもりなどでお悩みのかたへ専門のカウンセラーによる個別の教育相談を行っています。	
いきいきネット相談支援センター	社会福祉協議会のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が、住民の方や各団体からの相談を伺います。 また、安心して暮らせる地域づくりのお手伝いもしています。	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294

スマイルサポーター	地域の子育て家庭や親の介護、児童・老人の虐待、家庭内暴力など多方面にわたる悩みをすくい上げ、関係機関とともに支援していきます。	各民間保育所・認定こども園
子育て支援センターひだまり	就学前の子どもをもつ子育て世代を対象に、子育てに関する相談をお受けしたり、親子であそんだり交流できる場所です。 広い開放的な雰囲気でおもちゃや絵本があり、屋外はお砂場や滑り台があり楽しくあそぶことができます。	貝塚市社会福祉協議会 子育て支援センターひだまり ☎072-433-7064
市立子育て支援センター	乳幼児から就学前までのお子さんを育てているご家庭を対象に、地域での豊かな子育てをサポートするため、子育て・栄養・健康・成長発達などについての相談を行い、親子教室や子育て講座の開催、つどいのひろば（あそび場の開放）などの様々な子育て支援事業を行っています。	市立子育て支援センター ☎072-468-8224
子ども・子育て交流施設 （つげさん広場）	つげさん広場では、子育て支援センターの機能に加え、小学生も含めた幅広い子育て中の親子の交流の拠点となり、子育て関連情報の提供や講座・相談事業の実施のほか、保育士資格や育児の経験があるスタッフとの会話を通じて、子育ての悩みや不安など、子育てに関する課題解決に向けた支援を行います。	NPO法人えーる ☎080-3130-3567
子育て支援センターみなみ	就学前のお子さんを持つ親子の交流の場を提供し、子育ての相談など地域での子育てをサポートしています。 遊びでは毎月折るような手型でのカレンダー作りや、水あそび、クリスマス会など、季節の遊びを取り入れた、親子で楽しんでいただけるプログラムをご用意しています。	子育て支援センターみなみ ☎072-432-4735（代）
各種相談	就学前のお子さんの発育・発達などの相談や育児の相談支援を行っています。	貝塚市子ども相談課 ☎072-433-7000
泉州北部小児初期救急 広域センター	軽症の小児患者（中学生以下）を専門に診療しています。 時間帯は次のとおりです。なお、診察時間内のうち12時から13時と、16時から17時の各1時間は受付を行っておりません。 土曜日：17時から22時、日曜日：9時から22時、祝日：9時から22時	貝塚市消防本部警備課 ☎072-422-0119
大阪府貝塚子ども家庭センター	子どもや家庭に関する相談、概ね25歳までの青少年に関する相談、配偶者等の暴力に関する相談、里親相談などを行っています。	大阪府貝塚子ども家庭センター ☎072-430-6300 夜間・休日児童虐待通告専用電話 ☎072-295-8737
大阪府岸和田保健所	慢性疾病児（小児慢性特定疾病、指定難病）および身体障がい児に関する相談に応じています。	大阪府岸和田保健所 ☎072-422-5681

児童家庭支援センター岸和田	大阪府在住でおおむね18歳以下の子どもがいるご家庭からの子育て全般に関する相談を専門相談員や心理士がお受けします。（電話相談・来所面談等） また、子育て講座の開催や就学前の親子が集える場の提供も実施しています。	（社）阪南福祉事業会 児童家庭支援センター岸和田 ☎072-445-0101
子どもの悩み相談 フリーダイヤル（子ども専用）	両親からの虐待等が疑われる児童の相談窓口です。 その他の相談も受けています。	子どもの悩み相談 フリーダイヤル（子ども専用） ☎0120-7285-25（24時間対応）
子どもの虐待ホットライン	子どもの虐待や子育て、親子関係についての悩みを話したい方、助けや情報が必要な方たちのための電話相談窓口です。	☎06-6646-0088 （月曜日から金曜日 午前11時から午後4時）
児童相談所虐待対応ダイヤル	虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。 通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。	☎189（いちはやく）24時間対応
児童相談所相談専用ダイヤル	育児・里親・ヤングケアラーなど子どもの福祉に関する様々な相談を受けつけています。	☎0120-189-783
小児救急電話相談事業	夜間の子どもの急病時に、病院へ行ったほうが良いかどうか判断に迷った場合に、小児科医の支援体制のもと、看護師・保健師が相談を実施しています。（診察等の医療行為は行いません。）	#8000 携帯電話・NTTプッシュ回線。（一部地域を除く）または、06-6765-3650
小児科救急診療スケジュール	休日や夜間に、泉州地域の医療機関の小児科が輪番制で診療を行っています。 曜日ごとに対応病院は異なっていますので、詳細は貝塚市消防本部ホームページを参照してください。	貝塚市消防本部警備課 ☎072-422-0119
関西いのちの電話	様々な困難や危機にあって、人生の相談事や助けを求めている方の相談窓口です。	関西いのちの電話 ☎06-6309-1121（24時間受け付け）

【手帳の交付】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした方に対して、母子健康手帳や妊婦健康診査等受診券等をお渡しします。 保健師等が全ての妊婦と面接することで、妊娠期から継続的なサポートを行います。また、妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みの相談に応じます。	貝塚市子ども相談課 ☎072-433-7000

【保育】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
短期入所生活援助事業	保護者の急な事情（疾病、出産、冠婚葬祭など）により、子どもの家庭での養育が一時的に困難になった場合に、原則7日以内を限度に児童養護施設などで預かり、養育、保護を行います。	貝塚市子ども相談課 ☎072-433-7022
夜間養護等事業	保護者が仕事などの理由で、平日の夜間または休日に不在となり、子どもを養育することが困難となった場合に、児童福祉施設で預かり、食事や入浴など生活の援助を行います。	
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児の保護者の子育てを応援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができるスペースを備えた施設を「貝塚市赤ちゃんの駅」として登録しています。 【登録施設】貝塚市（子育て支援課）のホームページを参照。 https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/kodomo/kosodate/menu/akachannoeki/akachannoeki.html	貝塚市子育て支援課 ☎072-433-7024
休日保育	貝塚市内の保育所等に在園している生後6か月以上の児童の保護者が、就労により保育できない日曜日・祝日に認定こども園（事業を実施している施設に限る）へ預けることができます。	
一時預かり	事前登録が必要ですが、就労や傷病、子育てのリフレッシュ等の理由で一時的に、就学前の児童を認定こども園等（事業を実施している施設に限る）で預かってもらえる事業です。	
病児・病後児保育事業	生後6か月から小学校6年生までの児童が病気の回復期に至らず、当面の症状が急変する恐れのない児童、もしくは、病気の回復期にあって集団保育が困難な児童を一時的に専用の施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	

子育て応援券	保護者の育児負担を軽減し、育児の疲れをリフレッシュすることで育児に前向きに取り組めるよう、一時預かりや家事援助、任意の予防接種などに利用できる子育て応援券を給付し、個々のニーズに合った支援を行います。	
ファミリー・サポート・センター	子育てのお手伝いが必要なご家庭に、地域の中で協力できる人を紹介しています。それぞれが利用会員、協力会員または両方会員として登録し、「地域子育て支援事業」の役割を担い会員相互であたたかな交流が生まれています。また、安心・安全のサポートをするため、協力会員、両方会員を対象とした講習会も開催しています。	貝塚市社会福祉協議会 貝塚市ファミリー・サポート・センター ☎072-433-7050

【医療費の助成など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
重度障害者医療費の助成	重度の障害児（者）に対し、医療費の一部を助成します。 （子ども医療の助成対象者を除く。）	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
不育症治療費助成	不育症治療の必要があると医師に診断され、医療保険各法の規定による保険給付の対象外の治療（※健康保険が適用されていない治療）を受けた方の、経済的負担の軽減を図るものです。	貝塚市子ども相談課 ☎072-433-7000
妊産婦健康診査	妊産婦の健康状態や、お腹の赤ちゃんの発育状態などを診るため、病院で定期的に身体計測や血圧・血液・尿などの検査をします。 妊産婦健康診査を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。	
子ども医療の助成	18歳到達の年度末までの児童が、必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を助成します。	貝塚市子ども福祉課 ☎072-433-7021
ひとり親家庭医療の助成	ひとり親家庭が、必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を助成します。	
出産費用の助成	経済的に困窮する妊産婦を対象に、出産費用の一部を助成します。	
小児慢性特定疾病医療費助成	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、対象疾病ごとに定められた認定基準を満たす患者の治療にかかる医療費の一部を助成します。	大阪府岸和田保健所 ☎072-422-5681

【補装具・日常生活用具など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
補装具・日常生活用具給付事業	障害児（者）に対し、障害を補うための用具購入費の一部を助成します。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
重度障害者紙おむつ給付事業	学齢児以上の居宅生活をされている重度の障害児（者）で、寝たきりなどの状態にあり、常時紙おむつをする必要がある方に対し、紙おむつ給付券を支給します。	

【日常生活の支援】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業	障害児に対し、ホームヘルプ、ショートステイ、日中一時支援、ガイドヘルプ、障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）の費用の一部を市が負担します。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012 貝塚市子ども相談課 ☎072-433-7071
肢体不自由児者訓練委託事業	障害児（者）の健康管理を目的とした、機能訓練指導や療育指導を行います。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
妊婦のための支援給付事業	出産や育児にかかる経済的負担の軽減を図るため「妊婦支援給付金」を支給します。	貝塚市子ども相談課 ☎072-433-7000
すくすくママ訪問	保健師等が、妊娠中期の妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産の不安や悩みの相談に応じます。また、子育て情報を提供します。	
妊婦訪問指導	妊婦が不安なく出産・育児ができるよう、保健師等が訪問し、妊娠・出産、育児に関して必要な保健指導や相談を行います。	
すくすくベビー訪問	保健師等が、生後3週間から2か月頃の赤ちゃんのいる家庭を訪問し、計測をおこない育児などの相談に応じます。また、子育て情報を提供します。	

産婦・新生児訪問指導	保健師等が、産婦・新生児のいる家庭を対象に、すくすくベビー訪問と連携しながら、必要な育児手技、疾病の予防、日常生活や育児に関する訪問指導を行います。 早期の訪問により、育児困難家庭等を把握し、必要に応じて養育支援訪問につなげるなど継続した支援を行います。	
養育支援訪問事業	保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、子育てで不安や孤立感を抱える家庭を訪問し、指導助言を行います。	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の母または父・子の病気や出張などにより、一時的な家事援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。 利用には事前登録が必要です。	貝塚市子ども福祉課 ☎072-433-7021
すくすく子育て応援隊	貝塚市公立認定こども園の保育教諭が地域の子育て家庭の子どもの養育に関する保護者からの相談に応じ、訪問等により必要な情報提供および助言等を行います。	貝塚市子育て支援課 ☎072-433-7024
こ・あ・らメール配信事業	子どもの安全を守るために、あらかじめ登録された保護者等に、市内で発生した子どもに危害の及ぶおそれのある情報をメールで発信します。	貝塚市危機管理課 ☎072-433-7392
帰国・渡日の児童生徒への支援	帰国・渡日の児童生徒が習得している貴重な文化体験、母語を活かすとともに、社会で生きる力を育むために、小学校3校に日本語指導加配教員を配置し、個別に日本語指導を実施します。 また、他校の対象児童生徒に対しても巡回指導を行うとともに、日本語の理解が困難な児童生徒には、通訳者を派遣します。	貝塚市学校教育課 ☎072-433-7113
外国人保護者への通訳派遣	日本語の理解が困難な外国人保護者に、授業参観、懇談、家庭訪問等の際に通訳者を派遣します。	

【減免・割引】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
福祉タクシー	重度の障害児（者）に対し、タクシーの運賃の一部を助成します。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
実費徴収に係る副食費補足給付	新制度未移行の幼稚園に通う子どもの世帯で、低所得世帯などの一定の条件を満たす世帯に、副食費の実費徴収分の一部を補助します。	貝塚市子育て支援課 ☎072-433-7024

水道料金・下水道使用料の 福祉減免	1 か月あたり使用水量20立方メートルを限度として5割を軽減します。 対象者：児童扶養手当を受給している世帯	貝塚市上下水道営業課 ☎072-433-7140
----------------------	---	-----------------------------

【年金・手当・貸付など】 ※年金・手当の額は法律等により改正されます。

名称	事業・サービス内容	問合せ先
障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に支給されます。	貝塚市障害福祉課 ☎072-433-7012
特別児童扶養手当	重度または中度の障害がある20歳未満の方を養育している人に支給されます。	
重度障害者在宅介護支援給付金	重度の知的障害と重度の身体障害をあわせもつ障害児（者）の介護者に支給されます。 月額10,000円で、1月・4月・7月・10月に支給します。	
児童手当	18歳到達の年度末までの児童を養育している世帯に支給されます。	貝塚市子ども福祉課 ☎072-433-7021
児童扶養手当	父母の婚姻の解消などにより、父または母と生計を異にしているか、父または母に重度の障害があり18歳未満の児童等を養育している父または母や養育者に対して、手当が支給されます。	
大阪府母子・父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を援助するために、必要な資金をお貸しする制度です。	
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が、市が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合に、講座終了後に受講料の一部が支給されます。必ず受講前にご相談ください。	
高等職業訓練促進給付金事業	経済的自立に効果的な資格を取得するために修業する場合に、生活費の一部が給付されます。必ず受講前にご相談ください。	
就学援助事業	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、義務教育を円滑に受けることができるように、就学に要する経費の一部を支給します。	貝塚市学校教育課 ☎072-433-7108
奨学金制度	向上心に富みながら、経済的な理由により修学が困難な方に、教育の機会均等を図るため、奨学金の貸付けを行います。	

大阪府生活福祉資金貸付制度	低所得者、障害者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とするものです。 【資金使途】 ・居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費 ・福祉用具の購入に必要な経費・療養に必要な経費・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の転居等に必要な経費など ・学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294
---------------	---	--

【講座・サークル活動など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
ママパパ教室	妊婦とその家族を対象に、絵本の紹介やおもちの紹介・作成、先輩ママとの交流、沐浴実習、パパの妊婦体験、妊娠中の食事の話などを行います。	貝塚市子ども相談課 ☎072-433-7000
離乳食講習会	離乳期の乳幼児をもつ保護者を対象に、離乳食の作り方を実習、試食する講習会を開催し、離乳食に関する正しい知識の習得を支援します。	
幼児食講習会	幼児とその保護者を対象に、幼児食の調理実習を行い、望ましい食習慣の習得を支援します。	
夏の子ども講座	主に小・中学生を対象に、夏休みを利用して子どもたちが公民館で様々な体験や学習ができる場を提供しています。	中央公民館 ☎072-433-7222 浜手地区公民館 ☎072-431-0926 山手地区公民館 ☎072-446-0090

子育て講座 (保育つき)	保育つき講座「おや子教室」など、親に対して、様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会を提供します。	中央公民館 ☎072-433-7222 浜手地区公民館☎072-431-0926 山手地区公民館☎072-446-0090 青少年人権教育交流館 (ハート交流館) ☎072-432-5959 子育て支援センター ☎072-468-8224
貝塚子育てネットワークの会 共催講座	貝塚子育てネットワークの会との共催で、子どもの成長に合わせた子育てに関する講座を行っています。	中央公民館 ☎072-433-7222
出前事業	「まちのすぐれもの」の登録者による出前講座や、地域のニーズに応じた出前事業を開催します。	中央公民館 ☎072-433-7222 浜手地区公民館☎072-431-0926 山手地区公民館☎072-446-0090

【交流の場】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
子ども食堂	ボランティアの皆さんが食事の提供等を通して子どもの居場所作りを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動を行うことを目的に運営をされています。 詳細は各子ども食堂にお問い合わせください。	貝塚市子ども相談課 ☎072-433-7022
留守家庭児童会 (仲よしホーム)	留守家庭の児童を対象に、課外における適切な遊び場の提供と生活の場を提供しています。 市内の各小学校内に設置されています。	貝塚市子育て支援課 ☎072-433-7024
パパサロン	父子のふれあい遊び・手作りおもちゃなどを通じて、父親の子育て参加・交流を図っています。	浜手地区公民館 ☎072-431-0926
赤ちゃんルーム・まめっ子ルーム SALON BeBe	乳幼児および多胎児（就園前）を持つ親・妊婦に保育室を開放し、居場所の提供を行っています。	中央公民館 ☎072-433-7222 浜手地区公民館☎072-431-0926

貝塚子育てネットワークの会 部会・サークル	「子育ては地域ぐるみで」をモットーに、子育て中の親が集い、学びや交流を行っています。	中央公民館 ☎072-433-7222
貝塚子育てネットワークの会 貝塚プレーパーク実行委員会主催 冒険遊び場「プレーパーク」	『自分の責任で自由に遊ぶ』をモットーに子ども達が「やってみたい」ということを自分の手で実現していく遊び場です。 開催場所：貝塚青少年野外広場	

【学習支援・就労支援】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭等の児童を対象に、週1回火曜日から木曜日の17時～20時に、委託事業所において学習面と生活面の支援を実施しています。（送迎と夕食の提供あり。）	貝塚市子ども福祉課 ☎072-433-7021
母子・父子自立支援 プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員が未就労母子・父子等を対象として面接を行い、個々のニーズに応じた求人情報の提供を行ったり、ハローワークと連携し早期就労を図り離婚直後からの総合的支援をします。	

貝塚市子ども食堂マップ



①麻生中キッズカフェ
麻生中321 麻生中町会館
090-3829-7091 (佐々木)
毎月第2・4水曜日
15時00分～17時30分

⑫子ども食堂ほし組フレンズ
⑫-1海塚2-28-49 ひと・ふれあいセンター
(毎月第3月曜日(祝日や学校行事により変動の場合あり) 15時30分～17時30分)、⑫-2中町1-5(配食のみ・不定期) 080-2416-9501

②子ども食堂
「TAMARIBA(たまりば)」
橋本102-8
090-1715-1489
毎月第3日曜日
11時30分～14時00分

③水間ヶ丘「こども食堂」
水間137-1
特別養護老人ホーム 水間ヶ丘
072-446-5530
毎月第4土曜日
12時00分～13時30分

⑪ぴよちゃん子ども食堂
名越651
072-424-9029
毎月第3日曜日
11時30分～13時30分

⑩焼きそば食堂
小瀬1-14-1 小瀬町会館
090-9779-1044(宮本)
毎月1回(不定期)

⑨子ども食堂脇浜
脇浜4-1-10
072-468-9737
06-6945-9210(高木)
毎月第2土曜日
11時30分～14時00分

④子ども食堂ふれあい食堂
北小学校区内
090-1135-8401 (松波)
毎月第3土曜日
11時30分～13時00分

⑤子ども食堂 いやしのひろば「楽園」
加神2丁目20-22
090-3351-0339 (河端)
毎月第4土曜日
11時30分～13時00分

⑬うみづか子どもひろば
海塚2-1-3 海塚公民館
(対象地区: 海塚)
072-432-0095 (福田)
毎月第3水曜日
15時30分～17時00分

⑭こども食堂 つげさんの食卓
水間624 水間門前町 桜のテラス
(旧水間町会館)
090-6054-1248 (谷中)
毎月第3土曜日
11時30分～13時30分

⑥一般社団法人こども基地
⑥-1澤507-7 (第1土曜日)
⑥-2水間観音駅内 (不定期で火曜日) 090-8141-0700 (古川)
⑥-1毎月第1土曜日
11時30分～14時00分
⑥-2毎月火曜日 (不定期)
15時30分～17時30分
詳細はお問合せください

⑦堤にここ子ども食堂
堤225 堤町会館
072-431-3312
毎月第2土曜日
11時30分～14時00分

⑧鳥羽キッズルーム
鳥羽122 鳥羽町会館
090-6738-4173(松田)
年6回 (令和6年5月18日、7月20日、23日、9月28日、11月9日、2月8日)

生活困窮者関連



生活困窮者関連

【相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
生活困窮者自立支援相談	生活に困窮している方が自立し安定した生活を送れるよう適切な支援を行います。 相談のうえ、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら、他の機関と連携して、解決に向けた支援を行います。	貝塚市福祉総務課 市民相談室 ☎072-433-7085
家計改善支援事業	生活困窮者自立支援制度の一環として、経済的に困難な状況にある世帯が、持続的に自立した生活を営めるよう、支出の見直しや収支バランスの把握、家計簿の作成支援を行います。	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294
生活保護制度	資産や能力等のすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。	貝塚市生活福祉課 ☎072-433-7031
いきいきネット相談支援センター	社会福祉協議会のＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）が、住民の方や各団体からの相談を伺います。 また、安心して暮らせる地域づくりのお手伝いもしています。	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294
消費生活センター	【消費者相談】 送り付け商法・振り込み詐欺・ワンクリック請求などの悪質な商法、インターネット関連トラブル、製品の安全、クーリング・オフなどの相談に応じています。 【多重債務相談】 多重債務をはじめ、借金に関する相談に応じています。 【情報の提供】 悪質商法・悪質業者への対策やクーリング・オフなどの情報を提供しています。	貝塚市消費生活センター （福祉総務課内） ☎072-433-7190
関西いのちの電話	様々な困難や危機にあって、人生の相談事や助けを求めている方の相談窓口です。	関西いのちの電話 ☎06-6309-1121（24時間受け付け）

【医療費の助成など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
無料低額診療事業	生計困難な方が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または定額な料金で診療を行っています。	大阪府福祉部地域福祉推進室 社会援護課 ☎06-6944-6665

【日常生活の支援】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
住居確保給付金	【家賃補助】 離職・廃業をした日から2年以内又は離職や廃業に至っていないが、本人の都合によらない理由で収入を得る機会が減少し、住居を喪失又は喪失するおそれがあるかたに対し、賃貸住宅の家賃額を、原則3カ月間給付します。 【転宅費用補助】 同居しているかたの死亡等の理由により、世帯の収入が著しく減少し、住居を喪失又は喪失するおそれがあるかたに対し、家計改善支援事業の利用により、転居することで家計が改善することが認められる場合、転居に要した費用を給付します。 ※いずれの補助額にも上限があります。	貝塚市福祉総務課 市民相談室 ☎072-433-7085 貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294
社会貢献基金 経済的援助（現物給付）	公的な制度やサービス等による支援が受けられない制度の狭間にある方で、生命に関わる緊急・窮迫した生活困窮状況にあり、支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、おおむね10万円を限度とした「経済的援助（現物給付）」による支援を行います。	大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室 ☎06-6762-9488

【減免・割引】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
固定資産税の減免	生活困窮のため、固定資産税の納付が困難な方で、かつ一定の要件に該当する場合は、税額が2分の1に減免されることがあります。	貝塚市課税課 土地担当・家屋担当 ☎072-433-7251 072-433-7253

災害に対する保険料の減免	災害により、居住している住宅について著しい被害を受けたことで、保険料の納付が困難になった場合は、申請により、保険料が減免される制度があります。	貝塚市保険年金課計算担当 ☎072-433-7271
所得の減少に対する保険料の減免	事業または業務の不振、休廃止、失業等により、所得が大幅に減少し、保険料の納付が困難になった場合は、申請により、所得割額が減免される制度があります。	貝塚市保険年金課計算担当 ☎072-433-7271
拘禁等されたものに対する保険料の減免	被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合は、申請により、保険料が減免される制度があります。または資格喪失の手続きが必要な場合があります。	
市営住宅家賃減免制度	市営住宅にお住まいの方で、収入のある方の死亡、失職、療養、被災などにより著しく所得が低くなり、家賃の支払いが困難になった方に対する減免制度です。	貝塚市建築住宅課 市営住宅管理センター ☎072-433-7210

【年金・手当・貸付など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
大阪府生活福祉資金貸付制度	低所得者、障害者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とするものです。 【資金使途】 ・居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費 ・福祉用具の購入に必要な経費・療養に必要な経費・介護サービス等を受けるのに必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費・住居の転居等に必要な経費など ・学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費	貝塚市社会福祉協議会 ☎072-439-0294

【学習支援・就労支援】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
公共職業訓練（ハロートレーニング）	就職に必要な職業スキルや知識を習得し、早期就職を目指すための職業訓練を無料（テキスト代、交通費等は自己負担）で実施しています。 職業訓練を受講しながら、要件を満たせば「職業訓練受講給付金（月額10万円+交通費）」を受給できます。	ハローワーク岸和田 （公共職業安定所） ☎072-431-5541（43＃）

その他関連



その他関連

【相談の窓口】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
法律相談	弁護士による法律相談を予約制で実施しています。 離婚・契約トラブル・相続・労働問題など、法律に関する相談に応じています。	貝塚市福祉総務課 市民相談室 ☎072-433-7085
一般相談	日常生活での問題について、職員が相談に応じ、適切な相談窓口や担当課へご案内します。	
市税納付相談	期日までに納税出来ない場合の相談窓口です。	貝塚市納税課 納税担当 ☎072-433-7260
ひきこもり相談窓口	「ひきこもり」の方や家族からの相談に応じます。	貝塚市福祉総務課 市民相談室 ☎072-433-7085

【医療費の助成など】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
応急歯科診療	市立休日急患診療所で応急歯科診療を行っています（予約は不要）。 診察は毎週日曜日の10時から12時までです。（受付は午前11時45分まで） 診療日 日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）	貝塚市健康推進課 ☎072-433-7410
医療用ウィッグ等購入費補助	がん治療による副作用で脱毛したかたの医療用ウィッグ、乳房切除されたかたの乳房補正具を購入した際の費用を補助します。 （購入した日から1年以内に申請してください。） 補助対象者（次のいずれにも該当するかた） ①がんの治療を現に受けているかた、または過去に受けたことがあるかた。 ②医療用ウィッグ、あるいは乳房補正具を購入した日から補助金の交付申請日まで、引き続き市の住民基本台帳に記録されているかた。 ※乳房補正具：乳房補正パッド（パッドを固定するための補正下着含む）や着脱式の人工乳房	貝塚市健康推進課 ☎072-433-7091

【日常生活の支援】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
貝塚市シルバー人材センター	臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を請け負っています。 依頼できる仕事：植木剪定、障子・網戸の張替え、除草、家事援助 福祉サービス（掃除、洗濯、炊事、買い物、ゴミ出し 粗大ゴミ運び出し、病院内の付き添いなど）	貝塚市シルバー人材センター ☎072-432-3620
日本語会話よみかき教室	在住外国人やさまざまな要因で日本語に不自由な思いをしている人を対象に、ボランティアが日本語会話や読み書きを教えています。	中央公民館 ☎072-433-7222 浜手地区公民館 ☎072-431-0926 山手地区公民館 ☎072-446-0090
府営住宅の募集	府営住宅の新築住宅およびあき家住宅を、一般世帯向け、福祉世帯向け、新婚・子育て世帯向け、期限付入居住宅、親子近居向け、シルバーハウジングおよび車いす常用者世帯向けの応募区分を設けて、年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に募集しています。 ※それぞれに要件があります。	令和7年6月以降のお問い合わせ先はこちら 大阪府営住宅 岸和田管理センター ☎072-447-9542

【就労支援】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
就労相談	就労を希望しているにもかかわらず、何らかの理由で就労を実現できないかたを支援します。	貝塚市就労支援センター （福祉総務課内） ☎072-433-7086
ハローワーク岸和田 （公共職業安定所）	地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。	ハローワーク岸和田 （公共職業安定所） ☎072-431-5541

【その他】

名称	事業・サービス内容	問合せ先
防犯灯・防犯カメラ設置事業	町会・自治会からの要望に基づき、防犯上不安のある場所への防犯灯の新設を行います。 また、町会・自治会が犯罪抑止効果の高い場所に、防犯カメラを設置する場合の助成を行います。	貝塚市危機管理課 ☎072-433-7392
応急手当講習会	町会や職場、婦人会、サークル活動など、グループからの要望があれば、応急手当講習会を実施します。 また、大切な生命を救うため、より高度な技術を身につける普通救命講習会（講習時間 3 時間、貝塚市消防長の発行する修了証を交付）もあります。	貝塚市消防本部警備課 ☎072-422-0119

【市内のNPO法人（特定非営利活動法人）】

名称	主な活動内容	問合せ先
特定非営利活動法人 あすなるクラブ asunarol@eagle.ocn.ne.jp	精神保健福祉に関する事業を行うことにより、地域の精神障害者の生活支援および精神保健ボランティア活動への支援、精神障害者理解を促進するための啓発活動を行うことにより、市民の精神保健福祉の向上に努めることを目的としています。	特定非営利活動法人 あすなるクラブ ☎072-436-2307 Fax 072-447-7774
特定非営利活動法人 安心して老いるための会 oirukai.kyotu@kkh.biglobe.ne.jp	介護保険法に基づく訪問介護事業、居宅介護支援事業を行っています。 また、会員に対して、助け合いのネットワーク事業（家事・介護・その他）、福祉有償運送事業を行っています。	特定非営利活動法人 安心して老いるための会 ☎072-437-8807 Fax 072-437-8847
特定非営利活動法人 児童福祉サービス Larimar Larimar1002@outlook.jp	就学前から18歳までの障害のあるお子さんや発達に特性のあるお子さんが、放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練や社会性を身につけるための福祉サービスです。 個別支援計画書に基づく療育プログラムや学習指導、集団遊びや季節行事、おやつクッキングもあり、楽しく過ごしていただけます。	特定非営利活動法人 児童福祉サービス Larimar ☎072-433-3900
NPO法人えーる https://npo-yell.com/	つながり作りを大切に、子育て支援、子どもの育ちのサポート、まちづくり支援の事業を行っています。 つげさん広場コミュニティスペースえーる運営／ためまっぷかいづか／キャリアステップかいづか／一時保育／産前産後家事サポート／野外活動体験／発達支援／次世代育成／講師・ファシリテーター派遣（子育て、ペアレントトレーニング、社会教育など）／イベント開催	NPO法人えーる ☎080-3130-3567

特定非営利活動法人 ジョイナスアスレティック マネジメント npn. jam@gmail.com	子供たちに対してのサッカー指導を主に行っています。クラブ名は「ジョイナスフットボールクラブ」といいます。 当法人、(通称「JAM」)は、子供たちをはじめ、スポーツ愛好家に対し指導・普及活動を行なっています。 トレーナーによる保護者の子供に対して行うストレッチ・食事講習などを開催しています。	特定非営利活動法人 ジョイナスアスレティック マネジメント ☎090-6550-7377
特定非営利活動法人 すばる	視覚障害者と密接に連携をはかりつつ、視覚障害者の自立とその社会参加を支援するために、ガイドヘルパー派遣事業等を実施するとともに、住民各層に対して、視覚障がい者理解を促進するための啓発活動を展開し、もってノーマライゼーション社会の実現と人権意識の向上に寄与することを目的としています。	特定非営利活動法人 すばる ☎・Fax 072-433-2295
特定非営利活動法人 みつばち加神アフタースクール みつばち森アフタースクール みつばちmel (障がい児相談支援事業所) (指定特定相談支援事業所)	小学1年生から高校3年生までの障がい児をお預かりする、児童福祉法に基づく放課後デイサービスを行っています。放課後、土曜日、夏休みなどの長期休暇、祝日に利用可能です。 学校がお休みの日は、朝から利用可能です。 送迎も行っており、一人一人を大切に、ニーズに合った療育を行っています。	特定非営利活動法人 みつばち加神アフタースクール みつばち森アフタースクール みつばちmel (障がい児相談支援事業所) (指定特定相談支援事業所) ☎072-425-4066 Fax 072-424-7532
特定非営利活動法人 恵ケア partner-kei@earth.ocn.ne.jp	65歳以上の高齢者で、介護保険制度における要介護認定の結果に関わらず、自立の方や医療的ケアが必要な方も対象とし、1人1室(個室)全30室の住宅型有料老人ホームとデイサービスが隣接している施設です。身体介護・その他の生活全般に関する援助を行い、日中はスタッフとコミュニケーションをしっかりとれるように、体操やレクリエーションを重視し、楽しく過ごして頂けるよう活動しています。	特定非営利活動法人 恵ケア ☎072-432-0229 Fax 072-432-0373
NPO法人 ゆめがめぐみ みやび作業所 めぐみホーム yumegamegumi@ga3.so-net.ne.jp	みやび作業所は貝塚市堀と岸和田市土生町と貝塚市久保にて生活介護を、岸和田市作才町にて就継B型を行う。授産活動として、生活介護は廃品回収や空き缶回収作業や農作業を行う。就継B型はパン/焼き菓子の製造・販売や内職や公園清掃に取り組む。めぐみホームは障害者の夜間の宿泊場として貝塚市内にあり、ゆめホームは熊取町にある。	NPO法人 ゆめがめぐみ みやび作業所めぐみホーム ☎072-430-2555 Fax 072-430-2666
特定非営利活動法人 わとわ watowahukusi@yahoo.co.jp	障がいのある方、高齢の方々の自立を促す商品、介護される方の負担を軽減する商品など日常生活に密着した福祉用具の普及と販売および相談などを行っています。 また、「地域の人達の居場所」として絵手紙、編み物、ちぎり絵、一筆箋、健幸マージャン、おしゃべり会など楽しい(和と輪)時間を過ごしています。 他事業所に業務委託し提携して、介護保険事業に関わる福祉用具のレンタルや販売も行っています。	特定非営利活動法人 わとわ ☎・Fax 072-437-3373

かいづか社会資源ハンドブック

令和7年4月

発行 社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会

〒597-0072 貝塚市畠中1丁目18番8号（保健・福祉合同庁舎内）

電 話：072-439-0294

F A X：072-439-0035

E-mail：k-shakyo@cd.wakwak.com



Kaizuka Shakyō

